

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第27号

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建築基準法施行細則（平成3年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(認定申請書) 第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。		(認定申請書) 第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。	
法及び県条例の規定	図書	法及び県条例の規定	図書
法第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項、第86条の5第1項又は第86条の6第2項	(1) 前条第1号及び第2号に掲げる図書 (2) 法第86条第6項に規定する同意書又は法第86条の5第1項に規定する合意書 (3)から(5)まで <省略>	法第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項、第86条の5第1項又は第86条の6第2項	(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる図書 (2) 法第86条第6項に規定する同意書又は第86条の5第1項に規定する合意書 (3)から(5)まで <省略>
県条例第6条第1項ただし書及び第25条ただし書	前条各号に掲げる図書	県条例第6条第1項ただし書及び第25条ただし書	第3条各号に掲げる図書
(昇降機の定期検査の報告時期) 第5条 政令第16条第3項第1号に規定する昇降機（以下「昇降機」という。）に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は、毎年、			

昇降機が設けられた建築物の建築主が法第7条第5項及び法第7条の2第5項前段の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する当該月の前1月間とする。

(昇降機の設置の報告)

第6条 昇降機を設置しようとする者は、法第6条第1項及び法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとするときに、その概要を昇降機設置概要書により市長に報告しなければならない。

(諸書類の様式)

第7条 <省略>

(諸書類の様式)

第5条 <省略>

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。